

# 羽村市スポーツ推進計画

スポーツを通じた 健康づくり まちづくり

平成 27 年 3 月  
羽村市教育委員会



## 羽村市スポーツ推進計画の策定にあたって

羽村市は、平成 24 年 3 月に、今後 10 年間の「生涯学習基本計画」を策定しました。そのなかで、「楽しく学び つながり 活かす 生涯学習」として、一人ひとりの自己実現に向けて、健康で生きがいのある生活ができるよう支援していくとし、推進施策では「スポーツ・レクリエーション活動の推進」を掲げています。

また、平成 25 年 9 月から 10 月には、第 68 回国民体育大会バレーボール競技（成年女子）が羽村市を会場に行われ、成功裏に終了することができました。

この大会は、誰もがスポーツに親しみ、子どもや若者に夢と希望を与える社会を創造していくこと、また、市民の皆様が、ライフステージに応じた、多様なスポーツを楽しみ、健康に過ごすことのできる良質なスポーツ環境の創出を目標として実施され、今、その成果が期待されているところです。

一方、国のスポーツ基本法では、地方自治体の教育委員会が国のスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツ推進に関する計画を定めるよう努めることとしています。

このような中、羽村市教育委員会では、羽村市独自の羽村市スポーツ推進計画の策定について、平成 25 年 4 月に羽村市スポーツ推進審議会に諮問したところ、平成 25 年 10 月に答申をいただきました。

羽村市教育委員会では、羽村市スポーツ推進審議会からいただいた答申をもとに、新たな「スポーツ推進計画」として取りまとめました。

この推進計画を着実に実践し、スポーツを通じた健康づくり、まちづくりに全力で取り組んでいく所存であります。

むすびに、本計画の策定に多大なご尽力をいただいた羽村市スポーツ推進審議会委員の皆様をはじめ、関係各位、市民の皆様に心から御礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月

羽村市教育委員会



# 目次 Contents

<b>第Ⅰ部 羽村市スポーツ推進計画の策定にあたって</b>	<b>1</b>
第1章 計画の基本方針	1
1 計画策定の趣旨及び位置づけ	
2 計画の期間	
3 計画終了年度における成果目標	
第2章 スポーツ推進の意義とスポーツを取り巻く動向	2
1 スポーツ推進の意義	
2 スポーツを取り巻く動向	
第3章 羽村市におけるスポーツの現状と課題	5
1 スポーツ活動の現状	
2 スポーツ指導者の現状	
3 スポーツ団体の現状	
4 今後の課題	
<b>第Ⅱ部 基本理念及び基本目標</b>	<b>14</b>
1 基本理念	14
2 基本目標	14
3 スポーツ推進連携図	16
<b>第Ⅲ部 基本目標を達成するための具体的な施策</b>	<b>17</b>
1 スポーツ環境の充実	17
2 スポーツ・運動を通じた健康づくり	18
3 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	19
4 競技力向上に向けた選手育成、指導者の資質向上	21
5 施策の実現に向けたスポーツ推進体制	23
<b>資料編</b>	<b>27</b>



# 第 I 部

## 羽村市スポーツ推進計画の策定にあたって

### 第 1 章 計画の基本方針

#### 1 計画策定の趣旨及び位置づけ

羽村市スポーツ推進計画は、スポーツ基本法（平成 23 年 8 月施行）第 10 条の規定に基づく「地方スポーツ推進計画」として、羽村市におけるスポーツ推進の基本的な方向性を定める計画として教育委員会が策定する。

策定にあたっては、国の「スポーツ基本計画」を参酌し、合わせて、東京都スポーツ推進計画（平成 25 年 3 月）と東京都障害者スポーツ振興計画（平成 24 年 3 月）を参考とし、羽村市長期総合計画、羽村市生涯学習基本計画などの市の上位計画の内容を踏まえたものとする。

#### 2 計画の期間

計画期間は、平成 27 年度を初年度とし平成 33 年度を最終年度とした 7 年間とする。  
※第五次羽村市長期総合計画、羽村市生涯学習基本計画の計画年度に合わせるものとする。

#### 3 計画終了年度における成果目標

羽村市民のスポーツ実施率（週 1 回、1 時間程度のスポーツや運動をした割合）を、生涯学習基本計画を策定する際に調査した数値 41% から、50% に向上させる。

#### スポーツ実施率の向上



## 第2章 スポーツ推進の意義とスポーツを取り巻く動向

## 第2章 スポーツ推進の意義とスポーツを取り巻く動向

### 1 スポーツ推進の意義

スポーツ基本法では、スポーツを「国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うようにすることを旨として推進されなければならない。」と定めている。

市民が地域でスポーツ活動を実践することにより、相互のふれあいと親睦が深まり、地域の活性化やまちづくりにつながる。また、自身の心身の健康の保持・増進、体力の向上、いきがづくり、自己実現に寄与できる。さらには各学校における体育等の授業や部活動も含め青少年がスポーツ活動に取り組むことで健全育成につながっていく。スポーツ活動によって、これら多くの効果が期待されるため、市としてスポーツへの取組みを推進していく必要がある。

### 2 スポーツを取り巻く動向

#### (1) 国の動き

##### ① スポーツ基本法

スポーツ振興法が昭和36年に制定されて以来、50年が経過したことを契機として、平成23年8月に、「スポーツ基本法」が施行された。

スポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利である」とし、「スポーツ権」を定義している。また、国及び地方公共団体の責務、並びにスポーツ団体の努力義務等も明らかにした。

##### ② スポーツ基本計画

スポーツ基本法第9条の規定を受けて、平成24年3月には「スポーツ基本計画」が策定され、その中では、スポーツ推進の方針として、次のように示されている。

《今後、10年間を見通したスポーツ推進の基本方針》

▽子どものスポーツ機会の充実

▽ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

▽住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

▽国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備



## 第 2 章 スポーツ推進の意義とスポーツを取り巻く動向

▽オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進

▽スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

▽スポーツ界の好循環の創出（地域から育ったスポーツ選手が地域のスポーツ推進に寄与すること）

《今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策》

▽学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

▽若者のスポーツ参加機会の充実、高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進

▽住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

▽国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

▽オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進

▽ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

▽スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツの連携・協働の推進

### ③ スポーツ庁の創設

国は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催準備やスポーツ行政を一元的に担うための組織「スポーツ庁」を平成 27 年度中に創設するとしている。

## (2) 東京都の動き

東京都では、平成 22 年 7 月に、障害者スポーツや高齢者スポーツなど、これまで複数部署で担当していたスポーツ施策を一元化して進めるために「スポーツ振興局」を設置した。また、平成 23 年 4 月からは、有明コロシアムなど各局で所管していた大型スポーツ施設を、スポーツ振興局へ移管した。これにより、スポーツ行政を総合的かつ一体的に推進する体制となった。

平成 24 年 3 月には、「東京都障害者スポーツ振興計画」を策定し、その後、平成 25 年 3 月には「東京都スポーツ推進計画」を策定している。

さらに、東京都は 2020 年に開催予定の「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の実施に向けて、オリンピック・パラリンピック準備局を設置した。

## 第 2 章 スポーツ推進の意義とスポーツを取り巻く動向

平成 26 年 12 月には、「東京都長期ビジョン」を策定し、東京オリンピック・パラリンピック球技大会の成功に向けた多岐にわたる取組みや、オリンピック・パラリンピックのレガシーを明らかにし、少子高齢・人口減少社会の到来や防災面での諸課題の解決への道筋を示した。

### (3) 羽村市の動き

これまで市では、「スポーツ施設の建設・整備」「スポーツ環境と事業の企画・実施」「スポーツ指導者の養成・研修」「スポーツ団体の育成」を 4 つの柱として、スポーツの推進を図ってきた。

平成 20 年 6 月には、スポーツに馴染みのない市民のスポーツへの取組みを支えるため、身近なスポーツの入門編ともいえる参加型のスポーツ団体である「はむら総合型スポーツクラブ『はむすぽ』」が設立された。

この設立を支援するとともに、同年、スポーツへの取組みを一層加速するため、指導者の育成に着目し、スポーツリーダー制度を発足し、スポーツリーダーの養成講習会を開始した。

平成 24 年には、第 68 回国民体育大会のバレーボール競技成年女子の競技会場として決定した羽村市スポーツセンターの耐震改修等工事を実施し、平成 25 年 4 月には新たなスポーツセンターとしてリニューアルオープンした。

### ★第 68 回国民体育大会を開催★

平成 25 年の秋には、延べ 4 日間、約 1 万 2 千人の来場者により第 68 回国民体育大会（バレーボール競技成年女子）を開催した。

我が国最高峰のスポーツ大会を成功裏に終了することができたことは、これからの自信にもつながることとなった。また、これまでは行う（実践する）スポーツの楽しみ方についての取組みだけであったが、見る（観戦する）スポーツの楽しみ方を知ることができた。



## 第3章 羽村市におけるスポーツの現状と課題

### 1 スポーツ活動の現状

#### (1) スポーツ施設

市のスポーツ施設は、屋内施設として「スポーツセンター」「スイミングセンター」「弓道場」がある。また、屋外施設として「富士見公園グラウンド・テニスコート」「武蔵野公園グラウンド・テニスコート」「あさひ公園グラウンド」「宮の下運動公園グラウンド」「堰下レクリエーション広場」等がある。



スポーツセンター



スイミングセンター



富士見公園



武蔵野公園グラウンド



堰下レクリエーション広場

スポーツ施設とは別に、学校施設（校庭・体育館の学校開放事業）や地域集会施設などでもスポーツ・レクリエーション活動が行われている。

## 第3章 羽村市におけるスポーツの現状と課題

## (2) スポーツ施設の管理・運営

市のスポーツ施設の管理・運営については、弓道場が平成17年度から、スイミングセンターが平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在に至っている。

指定管理者制度導入後は、両施設とも、利用者の増加に向け、各指定管理者の自主事業などが実施され、これらに多くの市民が参加し、市民サービスの向上が図れている。また、市が支出する経費の節減にもつながることとなっている。



弓道場



スイミングセンター事業

## (3) 定期的な運動・スポーツ実施率

市では、市民のスポーツ活動の日常化を目指し、平成18年度策定の羽村市スポーツ・レクリエーション振興計画及び羽村市生涯学習基本計画において、成人の「週1回1時間以上」のスポーツ実施率を50.0%に向上させることを目標に、スポーツの推進を図ってきた。しかしながら、平成22年3月に実施した市民アンケート調査では、週1回1時間程度のスポーツや運動を実施したとする市民の割合は、41.0%であった。

一方、東京都が平成26年10月に行った「都民のスポーツ活動に関する世論調査」では、この1年間のスポーツ・運動の実施頻度において「週に1日以上実施」が53.9%となっている。

また、文部科学省が平成25年1月に実施した「体力・スポーツに関する世論調査」では、この1年間に行った運動・スポーツの日数において「週に3日以上（年151日以上）」が30.1%、「週に1～2日（年51日～150日）」が28.6%で合わせて58.7%となっている。

これらの調査では、単位が1日となっており時間の設定がないことから単純比較はできないが、国や東京都の数値が市の目標値を上回る数字が示されていることは、一つの指標として考慮する必要がある。

### ○都民のスポーツ活動に関する世論調査

平成 26 年度に東京都が、東京都スポーツ推進計画に掲げた目標の達成度を把握し、2020 年に向けた「スポーツ都市東京」実現のためのスポーツ推進施策を展開する基礎資料とするために実施した。

主な調査項目及び結果は次のとおりである。

#### 【スポーツに対する意識について】

Q：スポーツ活動（実施、観戦、支援、イベント開催等）全般をどう思うか？

－「必要である」が 93.1%

#### 【スポーツの実践等について】

Q：この 1 年間にどの位スポーツや運動を行ったか？

－「週 3 日以上」31.9%、「週に 2 日」17.4%、「週に 1 日」19.3%

※週に 1 日以上 60.5%

Q：行ったスポーツ・運動は？

－「ウォーキング、散歩」70.2%、「ストレッチなどの体操」37.0%、  
「キャッチボールなどの軽い球技」19.1%

#### 【スポーツがもたらす効果について】

Q：スポーツはどのような効果をもたらすと思うか？

－「健康の維持増進」86.5%、「体力の維持向上」80.4%、「ストレス解消」74.4%、  
「仲間（友人）ができる」58.1%

### ○体力・スポーツに関する世論調査

平成 24 年度に文部科学省が、体力・スポーツに関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするために実施した。

主な調査項目及び結果は次のとおりである。

#### 【健康・体力に関する意識について】

Q：このところ健康だと思うか？

－「健康である」87.1%、「健康でない」12.7%

#### 【運動の実践について】

Q：この 1 年間に運動やスポーツを行った日数は？

－「週に 3 日以上(年 151 日以上)」が 30.1%、「週に 1～2 日(年 51 日～150 日)」  
28.6%

Q：運動やスポーツを行った理由は？

－「健康・体力づくりのため」56.4%、「楽しみ、気晴らしとして」49.0%

※国及び都の調査では、単位が 1 日となっており、時間の設定がないため、一概に市の調査結果と比較できない

## 第3章 羽村市におけるスポーツの現状と課題

## (4) 運動を通じた健康づくり

WHO(世界保健機関)によると、死亡の危険因子の第4位が身体活動＝運動不足であり、生活習慣病の急増が危惧されている。

羽村市特定健康診査の結果では、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)該当者及び予備軍は年々増加傾向にあり、また羽村市健康保険加入者の生活習慣病患者数も増加の傾向にあるため、健康づくりに必要な運動の取組みが課題となっている。

一方では、健康志向の高まりに伴い、競技性を有するスポーツはもちろんのこと、ウォーキング、ジョギング、水泳などの有酸素運動やレクリエーション的なダンス、ヨガなどの活動を行う姿が多く見られるようになった。



健康体操

加齢に伴い体力や運動能力が低下するが、それを維持し、それぞれの年代に応じたスポーツライフを創造するためには、地域や職場、あるいはスポーツクラブなどで人々と交流し、スポーツ・レクリエーション活動に取り組むことが心身の健康づくりに効果的である。

このため、市では、競技性を有するスポーツだけではなく、健康づくりのためのプログラムを、特定非営利活動法人羽村市体育協会やはむら総合型スポーツクラブ「はむすぽ」、羽村市スポーツ推進委員協議会等との協働により市民に提供している。

## (5) 青少年スポーツ

青少年のスポーツ活動は、学校での教育の一環としての体育や部活動によるところが大きかったが、市では、昭和58年に「羽村町青少年健全育成の町」を宣言し、スポーツの奨励・育成に力を注ぎ、少年少女球技大会や市民体育祭の開催、各種青少年スポーツ団体への助成やスポーツ施設使用料の免除などを実施してきた。

近年では、少子化により、子どものスポーツ団体が減少傾向にあり、現状では79団体となっている。文部科学省によると、子どものスポーツ活動は、ニーズの多様化などによりスポーツをする子どもとまったくしない子どもに二極化している。

### (6) 高齢者スポーツ

高齢者のスポーツ活動は、スポーツを通じて、仲間と交流を深めることで地域のコミュニティが生まれ、高齢者の自己実現と生きがいづくりへとつながっている。

市内では、フィールドゴルフ、ゲートボール、ペタンク、輪投げ、スポーツ吹矢、ヨガなどの各種スポーツに親しんでいる姿が見られる。



フィールドゴルフ

### (7) 障害者スポーツ

障害者スポーツの現状として、障害者施設においてはレクリエーション活動等が行われているが、定期的なスポーツ活動は行われていない。

一方、スポーツセンターでは、「電動車いすサッカー」の団体が、定期的に活動しているほか、障害者手帳所持者がトレーニングジムやスタジオ、卓球場を利用しているケースが増えている。

### (8) 小・中学校におけるスポーツ活動

小学校では、期間を設けて持久走や縄跳びに取り組んだり、球技大会やドッジボール大会に向けてボールに慣れる取組みなどを続け、運動の日常化を図っている。

中学校におけるクラブ活動では、特定非営利活動法人羽村市体育協会などとの連携による外部指導員の導入を行うなど、競技力の向上に向けて取り組んでいる。

平成26年度の「新体力測定」の結果によると、小・中学生全体の総合ポイントで、羽村市の小・中学生の体力レベルが、東京都の中でトップレベルとなっている。

## 第3章 羽村市におけるスポーツの現状と課題

### 2 スポーツ指導者の現状

市内で活動する主なスポーツ指導者は、教育委員会が委嘱する「スポーツ推進委員」が18人、特定非営利活動法人羽村市体育協会の「スポーツ指導員」が91人、その他、「公益財団法人日本体育協会」のスポーツ指導基礎資格、競技別指導資格、フィットネス資格、メディカル・コンディショニング資格、マネジメント資格を有する方や「公益財団法人日本レクリエーション協会指導員有資格者」、厚生労働省所管の「健康運動指導士」「運動実践指導者」などがおり、市民のスポーツ・レクリエーション活動を支援している。

学校教育の部活動では、各種目において経験のある外部指導員を活用している。

また、平成20年度からは、教育委員会認定の「スポーツリーダー」の養成を始めた。現在は、認定した約180人のスポーツリーダーが、市内のそれぞれの場で活動している。

### 3 スポーツ団体の現状

市内で競技スポーツを志向する団体については、その多くが特定非営利活動法人羽村市体育協会へ加盟している。現在、23団体、約5千人が所属している。

特定非営利活動法人羽村市体育協会では、市から市民体育祭や駅伝大会などのスポーツ事業やスポーツセンタートレーニングルームの業務、富士見公園クラブハウス受付事務を受託するとともに、弓道場やスイミングセンターの指定管理者として指定され、市民のスポーツ推進の一翼を担っている。

また、コミュニティスポーツ団体として、はむら総合型スポーツクラブ「はむすぽ」が設立されており、競技スポーツ志向ではない市民のために、さまざまな活動が展開されている。現在の会員数は約300人となっている。

その他、社会教育関係団体およびその他の団体を合わせると約1万人が日ごろからスポーツ活動を行っている。

社会教育関係団体は、教育委員会に登録し、それぞれ独自の活動を展開する中で、スポーツを経験したい者に対して門戸を開放している。教育委員会ではそれら社会教育関係団体に対し、補助金を交付するほか、施設の優先的な受付や使用料の減免など利用面からもその活動を支援している。



## 4 今後の課題

### (1) スポーツ施設の課題

屋内スポーツ施設については、総合体育館としての「スポーツセンター」と温水プールの「スイミングセンター」があり、国がこれまでに示していたスポーツ施設の整備指針と照らし合わせると、ほぼ充足している。※1

しかし、屋外のスポーツ施設については、総合運動場としての富士見公園があるものの、陸上競技をはじめ、野球、ソフトボール、サッカーなどは、専用の競技場はなく、また、テニスコートも近隣市と比較すると、コート数が少ない状況である。※2

このため、総合的にスポーツ施設を整備していくことを検討する必要がある。

学校におけるスポーツ施設（体育館、校庭など）については地域と学校が互いに連携し、効率的な利用が図られることが重要である。

また、市独自でそれらの施設を保有するだけでなく、広域的な相互利用を進めるとともに、東京都等による施設建設や整備について要望していく必要がある。

※1 文部科学省では、スポーツ施設の整備指針として、総合運動場、総合体育館、柔剣道場、プール(温水プールが望ましい)について整備することが望ましいとしていた。現在では、地域の実情に応じて計画的整備を行っていくことが必要であるとしている。

※2 羽村市と近隣市のテニスコート保有面数

羽村市 7 面、青梅市 21 面、福生市 17 面、あきる野市 14 面、昭島市 10 面

### (2) スポーツ環境の課題

個々のライフステージを考えると、スポーツをする機会が減少する傾向にあるのは、高等学校卒業後、特に、20 歳代・30 歳代となっている。誰もがスポーツを楽しめる環境づくりのために、スポーツに対する市民ニーズを把握し、身近な場所で気軽にスポーツに親しむ環境（ソフト・ハード両面）を整備することで、スポーツ実施率を上げていく必要がある。

### (3) 定期的な実施者を増やすための課題

市民のスポーツ実施率を目標である 50%以上とするためには、「プログラムの充実」「指導者の資質向上」「施設の整備・充実」が必要である。

### 第3章 羽村市におけるスポーツの現状と課題

#### (4) 運動を通じた健康づくりの課題

現在、スポーツセンターやスイミングセンター、保健センター等を中心として、さまざまな運動を通じた健康づくり事業が行われている。

生活習慣病予防など健康づくりのために、運動やスポーツは欠かせないものである。引き続き、ウォーキングや個人でできる体操など、運動習慣のない市民が手軽に取り組むことができるようスポーツと保健の連携事業を充実し、参加促進を図っていく必要がある。

#### (5) 青少年スポーツの課題

スポーツ活動に参加していない世代（子ども～20歳代）に、スポーツの楽しさを体験させ、スポーツへの関心・意欲を高めることが必要である。

さらに、スポーツの良さを体感できる事業やイベントの機会を増やすことが必要である。

#### (6) 高齢者スポーツの課題

スポーツ・運動は、高齢者の健康の保持・増進のために有効な手段の一つである。さらにスポーツ・運動が人と人との交流の場や、地域コミュニティの場として、生きがいづくりへとつながっていくよう、スポーツと高齢者福祉、健康の分野が連携し、スポーツを推進していくことが必要である。

#### (7) 障害者スポーツの課題

スポーツ基本法により、障害のある人がスポーツを行えることが保障され、基本理念が定められた。

市においても、障害のある人がいつでもどこでもスポーツを楽しむことができるよう、障害者スポーツに関する情報提供、理解、普及啓発と、障害のある人が身近な地域でスポーツに親しめる環境づくりを進める必要がある。そのためにも、障害者スポーツをささえる人材の育成・確保が重要である。

また、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた施策の展開も重要となってくる。

### (8) スポーツ団体の課題

スポーツ基本法では、「スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に対し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする」とされている。

市内のスポーツ団体においても、スポーツ基本法の趣旨に準じた「ガバナンス（監視・規律）」と「コンプライアンス（法令遵守）」の基準を定めることが努力目標とされている。

また、昨今では、メンバーの高齢化が進むスポーツ団体の活性化も課題となっている。

#### スポーツ団体が強化すべきガバナンスの内容

##### ① 意思決定について

スポーツ団体の意思決定が、スポーツ団体を取り巻く様々な関係者に大きな影響を及ぼす。また、意思決定を行う場面においては、意思決定の合理性や客観性をチェックすることも必要である。

スポーツ基本法では「運営の透明性」と表現されている。しかし、一部のスポーツ団体では、特定の役員に意思決定が委ねられていることが多く、合理的かつ客観的な意思決定が困難な場合もある。これを可能な限り、合理的かつ客観的な意思決定となるようガバナンスを強化していく必要がある。

##### ② 運営について

合理的かつ客観的な意思決定が忠実に運営されなければならない。

また、日常の運営においても運営規則や経費の利用に関する規程、その他コンプライアンスに関する規程についても定めるなどして、団体運営の客観性と公平性を高める必要がある。

## 第Ⅱ部 基本理念及び基本目標

### 1 基本理念

#### 「スポーツを通じた 健康づくり まちづくり」

羽村市スポーツ推進計画における基本理念を「スポーツを通じた 健康づくり まちづくり」と定める。

市民が地域でスポーツ活動を実践し、スポーツ実施率を50%へ向上させ、自身の健康の保持・増進、体力の向上につなげていく。また、スポーツ活動によって、市民相互のふれあいと親睦が深まり、地域を活性化することで、豊かなまちづくりにつなげていく。

### 2 基本目標

基本方針の成果目標であるスポーツ実施率50%の実現のため、また、第Ⅰ部第3章で掲げた課題解決のため、基本理念である「スポーツを通じた 健康づくり まちづくり」を踏まえ、基本目標を以下のとおり定める。

#### (1) スポーツ環境の充実

##### ～ 楽しみにつなげるスポーツ環境づくり ～

スポーツは、地域の人と人との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人々がいきいきと暮らすことのできるまちづくりへとつながっていく。そのために、「いつでも、どこでも、だれもが」スポーツを楽しむことのできる環境づくりに努める。

#### (2) スポーツ・運動を通じた健康づくり

##### ～ スポーツで 健康保持・増進 ～

健康を保持・増進し、それぞれの年代に応じたスポーツライフを創造するためには、地域や職場、あるいはスポーツクラブなどで人々と交流し、スポーツ・レクリエーション活動に取り組むことが必要である。

競技性を有するスポーツはもちろんのこと、ウォーキング、ジョギング、水泳などの有酸素運動やレクリエーション的なダンス、ヨガなど、健康づくりのためのプログラムを、特定非営利活動法人羽村市体育協会やはむら総合型スポーツクラブ「はむすぽ」、羽村市スポーツ推進委員協議会等との協働により市民に提供していく。

### (3) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

～ 市民の誰もが スポーツに親しむ ～

「いつでも、どこでも、だれもが」主体的にそして、生涯を通じてスポーツを楽しむことのできる環境づくりに努める。

子どもの時期からスポーツに触れることは、生涯を通じてスポーツの習慣を身につけるためには重要なことである。スポーツを通じてコミュニケーション能力を育むなど、スポーツが青少年の健全育成にも重要な役割を果たすものであるため、子どものスポーツ機会の充実を図る。

また、幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じたスポーツ活動を推進していく。

### (4) 競技力向上に向けた選手育成、指導者の資質向上

～ 全国大会・国際大会をめざす選手を育む ～

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるという「オリンピズム」の原点に立ちかえり、競技性の高い障害者スポーツも含めたスポーツにおいて、幼児期・少年期からの人材育成や指導者の資質向上を図る。



3 スポーツ推進連携図

3 スポーツ推進連携図

スポーツ実施率の向上

41.0%

7年後

50.0%

### コミュニティ スポーツ

はむら  
総合型スポーツクラブ

### はむすぼ

「はむすぼ」は、スポーツを通じて  
市民の健康づくり・仲間づくり・  
まちづくりを目指している

- プログラム 19
- 会員 約300人
- 会員交流事業

### 競技スポーツ

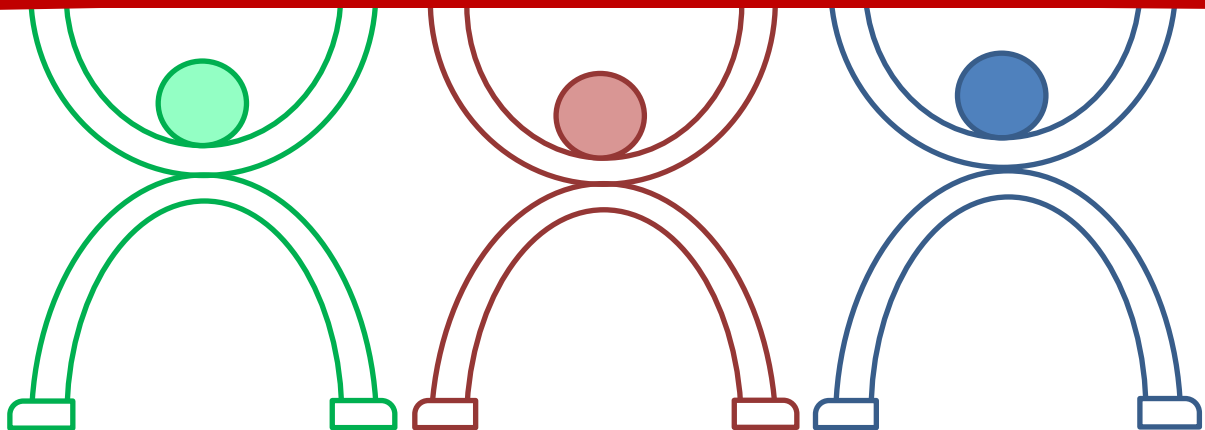
特定非営利活動法人

### 羽村市体育協会

- 加盟団体 23
- 会員 4,653人
- 委託事業  
総合体育大会・市民体育祭  
都民体育大会・駅伝大会  
綱引き大会・トレーニング  
ルームなど
- 委託業務  
富士見公園クラブハウス
- 指定管理者  
スイミングセンター  
弓道場

指導依頼→  
←指導者派遣

### 健康 保持・増進



障害福祉課・高齢福祉介護課・健康課

児童青少年課・スポーツ推進課

羽村市スポーツ推進委員協議会・羽村市スポーツ推進審議会

## 第Ⅲ部 基本目標を達成するための具体的な施策

### 1 スポーツ環境の充実

#### ～ 楽しみにつなげる スポーツ環境づくり ～

##### (1) 総合的なスポーツ施設の整備

屋内施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、安全で快適な市民がより使いやすい施設となるよう整備を進めていく。また、学校体育館についても、「学校開放事業」を積極的に活用し、地域の一体感や活力が醸成される場としていく。

屋外施設については、専用の競技場がないなどの課題があるが、施設の整備については、市民のニーズを的確にとらえながら、スポーツの実施率の向上に結び付けるよう計画的に実施していく。

また、西多摩地域広域行政圏協議会などにより広域的に連携し、利用可能な施設の増大を図る。

##### (2) スポーツセンターの管理と運営

スポーツセンターの管理・運営については、各種事業の委託化や指定管理者制度の導入も視野に入れた新たな管理運営方法について検討していく。

##### (3) スポーツ情報の発信基地

いつ、どこで、誰が、どのようなスポーツをすることができるのか、また、観戦して楽しむことができるのか、スポーツセンターのスポーツ情報発信基地としての機能をさらに強化していく。

##### (4) スポーツボランティアの活用

スポーツの大会や事業を運営するうえで欠かすことのできないのが、ボランティアの存在である。事業や大会などにより多くのボランティアの協力が得られるよう働きかけをしていく。



## 2 スポーツ・運動を通じた健康づくり

### 2 スポーツ・運動を通じた健康づくり

#### ～ スポーツで 健康保持・増進 ～

##### (1) 健康を保持・増進するために

生活習慣病を予防し、健康を保持・増進するためには、日頃から定期的にスポーツや運動をすることを習慣づけていく。

##### (2) スポーツや運動が苦手な子どもが気軽に参加できるイベント・大会の開催

子どものころからスポーツや運動を行うことは、身体の形成や体力の向上に大いに役立つ。スポーツや運動が苦手だという子どもの多くは、スポーツや運動の楽しみや達成感などを知らずに過ごしてきた子どもが多い。そこで、誰もが気軽に参加できるスポーツのイベントを開催する。

##### (3) 参加しやすいスポーツ事業の開催

スポーツの初心者やスポーツ・運動に苦手意識のある人等が参加しやすい事業を実施し、スポーツの楽しさ、継続して運動することの大切さを知ってもらうことで、スポーツ実施率の向上を図っていく。

特にスポーツや運動から遠ざかっているとされる世代、30歳代から50歳代の働き盛りの男性のために、手軽に参加できる事業を検討する。

さらに、ウォーキング、ジョギング、水泳などの有酸素運動やレクリエーション的なダンス、ヨガなど、健康づくりのためのプログラムを、特定非営利活動法人羽村市体育協会やはむら総合型スポーツクラブ「はむすぽ」、羽村市スポーツ推進委員協議会等との協働により市民に提供していく。



四季のウォーク



## 3 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

## 3 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

## ～ 市民の誰もが スポーツに親しむ ～

## (1) ライフステージに応じた各種スポーツ事業の開催

乳・幼児から高齢者まで、ライフステージに応じたスポーツの機会を提供していく。各種スポーツ教室や講習会、研修会、大会、競技会等、ライフステージに応じた事業を開催する。

## (2) スポーツに親しむ基礎の育成

乳幼児期には、ベビーマッサージや親子体操などにより心身の健全な発達を育む。少年期には、学校とも連携し、クラブ活動や各種団体のスポーツ活動などによりスポーツに親しむ基礎を育成していく。

## (3) 青少年対象事業の充実

スポーツ活動に参加していない世代（子ども～20歳代・30歳代）が、スポーツへの関心・意欲を高めるような事業・イベントを開催する。

## (4) 保育付事業の実施

乳・幼児を持つ子育て世代の市民が事業に参加しやすくするための保育付事業を計画する。

## (5) 高齢者スポーツの推進

継続してスポーツを行うことは、高齢者の健康保持・増進、生活習慣病の予防にも効果的である。

高齢者スポーツを推進するため、高齢福祉担当課や関係機関、各種団体と連携して事業の展開を図る。



まいまいず健康教室

### 3 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

#### (6) 障害者スポーツの推進

障害者スポーツを推進するためには、障害者スポーツへの理解と安全で使いやすい施設の整備が必要である。施設の整備は、公共施設等総合管理計画等で検討していくこととし、障害者スポーツの理解を深めるために障害者スポーツ大会などの事業を積極的に支援する。

障害者スポーツを推進していくためには、障害者スポーツをささえていく人材の育成・確保が重要となってくるが、障害のある人にスポーツを指導する際には、対象者の障害の状況などを把握するなどの配慮が必要となる。今後は、スポーツ推進委員会を中心に、各種講習会などにおいて障害者スポーツ指導の専門知識を習得するなど、指導者を育成していく。

また、2020年に開催される東京パラリンピック競技大会に向けた施策についても検討していく。



障害者スポーツ・  
レクリエーションのつどい



## 4 競技力向上に向けた選手育成、指導者の資質向上

## 4 競技力向上に向けた選手育成、指導者の資質向上

～ 全国大会・国際大会をめざす選手を育む ～

## (1) ジュニア(小・中学生)の競技力の向上

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、選手を中心世代となる現在の小・中学生の競技力向上を図るため、国や都が実施するジュニア育成プログラムを積極的に活用する。

全国大会や国際大会に派遣される児童・生徒、その保護者の支援を行っていく。

ジュニア育成事業  
(バドミントン)



## (2) 競技会等での成績優秀者の表彰

スポーツにおける国際大会や全国大会などに出場し、優秀な成績を収めたものを表彰し、今後の励みにしてもらおうとともに東京オリンピック・パラリンピック競技大会のオリンピック・パラリンピアンをめざす土台づくりとしていく。

市民体育祭開会式で行われる  
スポーツ奨励賞授賞式



## (3) 特定非営利活動法人羽村市体育協会加盟団体の競技力の向上

選手の競技力向上のためには、市内の各種競技団体の競技力の向上が必要である。そのため、市内の競技団体を統括する特定非営利活動法人羽村市体育協会の活動の支援を行っていく。

## 4 競技力向上に向けた選手育成、指導者の資質向上

### (4) 高い技術に触れられる機会の提供

高い技術に触れることは自らのスポーツの技術を高めるためには必要なことである。

多摩・島しょスポーツ振興事業や各種助成事業などを積極的に活用し、プロのスポーツ選手やプロの指導者などを招へいし、質の高い技術に触れる機会を提供することで選手の技術の向上を図る。



多摩・島しょスポーツ振興事業  
サッカー技術力向上事業

### (5) 指導者の養成・資質向上

市のスポーツ活動を推進していくためには、指導者の養成、そして資質の向上が必要である。

トップアスリートから健康のためにスポーツを始めようとする人まで、市民の多様なニーズに応じた各種スポーツの指導者の養成は、市がスポーツを推進していくうえで必要不可欠である。

スポーツリーダー養成講習会の開催や各種スポーツ指導者育成研修会などへの参加を促し、指導者の資質の向上を図る。



スポーツリーダー養成講習会

## 5 施策の実現に向けたスポーツ推進体制

### (1) 羽村市教育委員会の役割

少子・高齢化社会の進展、健康指向の高まりなどに伴い、幅広い年齢層にわたり、ライフステージに応じたスポーツ活動への欲求が高まっている。また、近年、特に健康づくりを視点とした活動が求められており、保健・福祉との事業提携はスポーツ推進のキーワードとなっている。

そこで、教育委員会は、羽村市スポーツ推進委員協議会、特定非営利活動法人羽村市体育協会、保健・福祉関連機関と連携して市民のスポーツ活動を支援していく。

現在組織化されているスポーツ推進審議会については、今後、市民スポーツの充実のための調整機関としての機能を高めていく必要がある。

高齢者スポーツの推進、障害者スポーツの推進、また、健康施策については、それぞれ市の担当課や団体と教育委員会が連携を図る。そして、スポーツを担当する課がコーディネーターの役割を果たし、市民のスポーツを推進していく。

### (2) 羽村市スポーツ推進委員協議会の役割

スポーツ基本法では、スポーツ推進委員の役割は、スポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びにスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うと規定されている。

一方、東京都スポーツ推進計画では、スポーツ推進に重要な役割を担う各組織の組織力の強化を図るとともに、各団体間の連携を推進し、スポーツの力を最大限に発揮することが期待されている。

さらに、東京都障害者スポーツ振興計画では、障害のある人への指導者として、障害者スポーツ指導員とスポーツ推進委員が連携し、指導に当たることが、より一層の障害者スポーツの振興につながるとしている。

羽村市においても、スポーツ推進委員に、子どもから高齢者、そして障害のある人が、手軽にスポーツ活動に参加できるようにするための、コーディネーターとしての役割を期待している。

## 5 施策の実現に向けたスポーツ推進体制

### (3) 特定非営利活動法人羽村市体育協会の役割

羽村市における生涯スポーツの推進に大きな役割を果たしている特定非営利活動法人羽村市体育協会は、加盟団体の育成強化に努めるとともに、市民の健康・体力づくりの推進に寄与している。今後は、さらなる生涯スポーツ活動の担い手としての期待がもたれるところである。

また、競技スポーツ団体の統括組織として、その隆盛が市民のスポーツ活動への参加促進につながることから、ジュニアの育成と高齢者スポーツの普及、加盟団体の増加促進、さらにはトップレベルの競技者の育成、優れた指導者の確保などが期待される場所である。

特に、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、今後のジュニア育成について、さらに組織力を強化し、取組みが加速していくことに期待するものである。

また、指定管理者及び市の事業を受託している者として、引き続き、羽村市のスポーツ推進のために行政との良好なパートナーシップのもと、その役割を果たしていくことが望まれる。

#### 【加盟団体一覧】

単位：人

No	団体名	人数	No	団体名	人数
1	軟式野球連盟	920	13	カヌー協会	16
2	陸上競技クラブ	27	14	水泳協会	65
3	剣道玉心会	118	15	弓道会	81
4	柔道会	60	16	ゲートボール協会	62
5	卓球連盟	40	17	サッカー協会	465
6	スキー連盟	105	18	バスケットボール連盟	501
7	ソフトテニス連盟	87	19	ダンススポーツ連盟	84
8	バレーボール連盟	378	20	ゴルフ連盟	165
9	ソフトボール連盟	1,160	21	インディアカ連盟	77
10	テニス連盟	112	22	空手道連盟	74
11	ラジオ体操会	8	23	合気道会	12
12	バドミントン連盟	36	計		4,653

※平成26年9月30日現在

5 施策の実現に向けたスポーツ推進体制

(4) はむら総合型スポーツクラブ「はむすぽ」の役割

平成 20 年に設立されたはむら総合型スポーツクラブ「はむすぽ」は、地域住民が主体となって運営されているスポーツクラブである。

今後は、さらに「はむすぽ」が市民に認知され、会員がクラブ運営に積極的に参加して、市民が手軽に参加しやすい活動が展開されることを期待するものである。

また、社会的認知と財政基盤の確立の観点から、法人化の検討と市からの委託事業の受託団体となるような組織の強化が必要だと思われる。

【「はむすぽ」プログラム】

No	プログラム名	対 象
1	ベビーマッサージ&ママビクス	ベビー&ママ
2	ポケモン体操クラブ	幼児・小学生
3	ジュニアチアダンス	幼児・小学生
4	西多摩ジュニア体操クラブ	幼児・小学生
5	スポーツ&スタディ	幼児・小学生
6	ジュニアバドミントン	小・中学生
7	バドミントン	小学生以上
8	書道教室	誰でも
9	トールペイント	誰でも
10	スポーツ吹矢	誰でも
11	はつらつエクササイズ	誰でも
12	楽々ハンド体操	誰でも
13	初めてのヨガ	誰でも
14	リラックスヨガ	誰でも
15	アクア&スイム	16歳以上
16	夜のスイミング教室	16歳以上
17	PPK（ピンピンコロリ）	65歳以上
18	フィールドゴルフ	誰でも
19	フラフープダンス	誰でも

※平成 27 年 1 月 31 日現在





## 資料編

### ① スポーツ推進計画策定の経過

本計画は、国のスポーツ基本計画制定（平成24年8月）を受け、平成25年4月に教育委員会から羽村市スポーツ推進審議会に「スポーツ推進計画の策定について」諮問し、同年10月に答申書が提出されました。

平成26年5月、この答申を基本とし、内容がさらに羽村市独自の計画となるよう、庁内に羽村市スポーツ推進計画策定委員会を設置し、策定作業を進めてきました。

また、平成26年12月から平成27年1月までには意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、市民の皆様からのご意見等を反映し策定に至りました。

### ② 羽村市スポーツ推進審議会

#### 羽村市スポーツ推進審議会委員

任期：平成24年4月1日～平成26年3月31日

◎会長 ○副会長

◎柴田 俊男	○青島 一也	新島 二三彦
中村 平	藤田 友美	秋田 裕子
渡邊 慎吾	本田 尚美	田村 義明

#### ○羽村市スポーツ推進審議会条例

昭和63年3月23日条例第15号

改正

平成23年6月20日条例第12号 平成23年9月16日条例第14号

羽村市スポーツ推進審議会条例

題名改正〔平成23年条例14号〕

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、羽村市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

一部改正〔平成23年条例14号〕

## ②羽村市スポーツ推進審議会

(組織)

第2条 審議会は、10人以内の委員で組織する。

(会長等)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は会務を統括し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。

(分科会)

第6条 審議会に特別の事項を調査審議させるために、分科会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会に関する庶務は、スポーツの推進に関する事務を所管する課において処理する。

一部改正〔平成23年条例12号・14号〕

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年6月20日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成23年9月16日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

### ③ 羽村市スポーツ推進計画策定委員会

#### ○羽村市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

平成 26 年 5 月 14 日

##### (設 置)

第 1 条 「スポーツ基本法第 10 条の規定に基づく地方スポーツ推進計画」として、羽村市におけるスポーツ推進の基本となるスポーツ推進計画を策定するため、羽村市スポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

##### (所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を推進計画としてまとめ、教育長に報告する。

- (1) 羽村市スポーツ推進計画の策定に関すること。
- (2) その他、羽村市におけるスポーツ推進に関すること。

##### (組 織)

第 3 条 委員会は別表に定める委員をもって組織する。

##### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する事項について市長に報告するまでの間とする。

##### (委員長)

第 5 条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は生涯学習部長の職にあるものとし、委員会を代表し、会務を総理する。

##### (会 議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、ネットワーク上のメールの送受信による電子会議を行うことができる

##### (意見の聴取)

第 7 条 委員長は、必要に応じて委員以外の者の会議への出席を求めることができる。

##### (庶 務)

第 8 条 委員会の庶務は、スポーツ推進計画に関する事務を所管する課において処理する。

## ③羽村市スポーツ推進計画策定委員会

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年5月14日から施行し、第2条に定める事項について市長に報告した日をもって、その効力を失う。

別表（第3条関係）

役 職	所 属
委 員 長	教育委員会生涯学習部長
委 員	教育委員会生涯学習部生涯学習総務課長
委 員	企画総務部企画政策課長
委 員	財務部財政課長
委 員	市民生活部地域振興課長
委 員	福祉健康部障害福祉課長
委 員	福祉健康部高齢福祉介護課長
委 員	福祉健康部健康課長
委 員	子ども家庭部児童青少年課長
委 員	建設部土木課長
委 員	教育委員会学校教育課指導主事
事 務 局	教育委員会生涯学習部スポーツ推進課長

## ④ 羽村市のスポーツ施設

施設名	住 所	施設内容
スポーツセンター	羽加美 1-29-5	第1・2・3 ホール、卓球室、トレーニングルーム、第1・2・3 会議室、和室
スイミングセンター	五ノ神 319-3	プール、トレーニングルーム、スポーツサウナ、第1・2 会議室
弓道場	小作台 4-2-8	弓道場
武蔵野公園	栄町 2-5	軟式野球場、テニスコート
富士見公園	緑ヶ丘 4-11	陸上競技場、ソフトボール場、少年サッカー、多目的広場、テニスコート
あさひ公園	神明台 3-31	ソフトボール場
宮の下運動公園	羽加美 4-875 先	ソフトボール場、軟式野球場、サッカー場、子ども広場
堰下レクリエーション広場	羽 700 先	芝生広場、テニサイト、営火場 1・2・3

## ⑤ 羽村市の学校開放施設

学校名	住 所	備 考
羽村東小学校	羽東 2-18-1	体育館、校庭（夜間照明あり）
羽村西小学校	羽加美 4-2-9	体育館、校庭
富士見小学校	五ノ神 4-9-5	体育館、校庭
栄小学校	栄町 2-17	体育館、校庭
松林小学校	羽 4122-2	体育館、校庭
小作台小学校	小作台 4-13-1	体育館、校庭
武蔵野小学校	川崎 693-1	体育館、校庭
羽村第一中学校	羽中 3-6-33	体育館、校庭
羽村第二中学校	富士見平 1-16	体育館、校庭
羽村第三中学校	川崎 697-1	体育館、校庭（夜間照明あり）

## ⑥スポーツ基本法（抜粋）

### ⑥ スポーツ基本法（抜粋）

（平成 23 年法律第 78 号）

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

## （基本理念）

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

- 2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。
- 3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。
- 4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。
- 5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
- 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」とい

## ⑥スポーツ基本法（抜粋）

う。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

- 7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。
- 8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

## (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## 第二章 スポーツ基本計画等

## (スポーツ基本計画)

- 第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。
  - 3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

## (地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する



る事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

#### 第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

# 羽村市スポーツ推進計画

スポーツを通じた 健康づくり まちづくり

平成 27 年 3 月

発 行 羽村市教育委員会  
編 集 羽村市教育委員会生涯学習部スポーツ推進課  
〒205-0016 東京都羽村市羽加美 1-29-5  
電話 042-555-0033



# 羽村市スポーツ推進計画

スポーツを通じた 健康づくり まちづくり